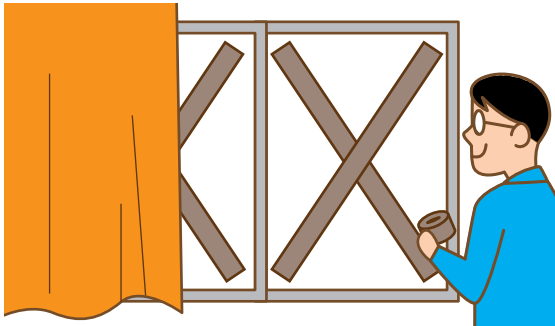
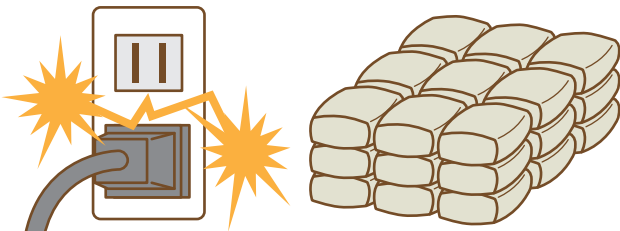


風水害：風水害から身を守る（雨の強さ、風の強さ、台風の大きさと強さ、台風前の準備）等

台風前の準備（接近する前に）

台風は事前に備えができる災害ですが、台風が接近してからでは間に合わない対策もあります。普段からできる準備はしっかり整え、危険から身を守りましょう。

最新の台風情報を確認する	家の周りの点検をする
	
大雨や暴風などの警報・注意報や、天気予報、雨雲の動きなども掲載されます。こまめに気象情報を確認しましょう。断水などに備えて、生活水の確保も有効です。	強風などによって飛ばされる可能性のあるものは、室内にしまうか、しまうことができない場合は飛ばされないようにしっかりと固定しましょう。
窓や雨戸を補強する	床上の浸水対策をする
	
窓にテープを貼るなどして補強しましょう。万が一、窓ガラスが割れた時のために、カーテン等を閉めておくとも良いでしょう。	電気は漏電、ショート、感電などが発生する可能性があります。コンセントは抜き、低い位置にあるものは高所へ移動させましょう。土のう対策も効果的です。

台風が接近してから

台風が接近している間は、大雨や強風による事故に巻き込まれないように、なるべく外へ出ないようにして下さい。特に夜間は外出を控えて下さい。

用水路の見回りは絶対にやめましょう	外出は控える
	
「ちょっと田んぼの様子を見て来る」はダメです。増水した用水路は道路との境目が分からなくなっていて、足を取られるおそれがあります。また、屋外での作業も暴風や突風にあって転倒する危険があります。	車での移動は注意が必要です。20mm/h以上の降水量でワイパーは効かず、ブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）可能性があります。

はじめに

地震編

風水害編

原子力災害編

自主防災編

風水害：洪水予報と求める行動

洪水で生命に危険が及ぶ範囲は、森町防災ハザードマップの浸水想定区域が基本となります。ただし、想定される浸水の深さ及びお住まいの建物の階数に応じて、建物からの立退き避難が必要か、建物の2階以上への垂直避難でよいのか、命を守るためのとるべき避難行動が異なります。

洪水予報河川

森町を流れる太田川は、洪水予報河川に指定されています。洪水のおそれのあるときは、国又は県と気象庁は共同して水位又は流量を示した洪水予報を発表します。



出典：気象庁HPより

求める行動の段階及び基準水位

洪水予報の種類	発表基準	危険度レベル 基準水位	求める行動の段階 水位情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	レベル 5 —	・ 氾濫水への警戒を求める段階。 ・ すでに河川が氾濫している状態。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	レベル 4 2.80m	・ 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階。 ・ 河川が氾濫する恐れのある水位や安全に避難するために避難を開始すべき水位。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	レベル 4に到達が見込まれる場合、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる場合	レベル 3 2.40m	・ 氾濫発生に対する警戒を求める段階。 ・ 避難準備・高齢者等避難開始などの避難情報が発表される目安となる水位。
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる場合	レベル 2 1.90m	・ 氾濫の発生に対する注意を求める段階。 ・ 河川の氾濫の発生を注意する水位。
水防団待機水位	—	レベル 1 1.40m	・ 水防団が待機する目安となる水位。

※基準水位観測所：太田川天方観測所(新町コミュニティ防災センター付近)

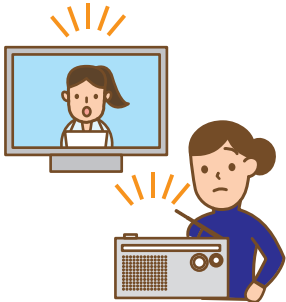
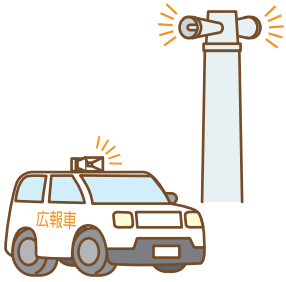
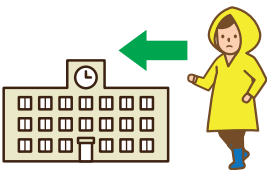
風水害：避難のタイミングと心得

発令する避難情報は、以下のものがあります。避難勧告等が発令されていなくても、身の危険を感じたら早めに避難して下さい。

発令方法	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合。	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合。	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合。
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
とるべき行動	●いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。 ●避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。	●安全な場所に避難をしましょう。	●まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。 ●外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

避難時の心得

いざという時に備え、日頃から非常持出品の準備や避難先の確認をしておきましょう。また、洪水ハザードマップをもとに避難経路や避難方法などを話し合っておきましょう。

最新の災害情報を入手する	早めの避難を心がける
 テレビやラジオ、インターネットで最新の気象情報や災害情報を入手する。誤った情報に惑わされないようにしましょう。	 水害からの避難は ・浸水が始まる前 ・大雨になる前 ・夜暗くなる前 要配慮者（避難行動要支援者）の方は、家族や近所の方と協力し避難しましょう。
避難の呼びかけに注意する	浸水した状況で避難するのは危険です
 役場、消防団からの呼びかけや同報無線放送に注意する。大雨では放送が聞こえない場合があります。近隣住民と声掛けしましょう。	 周囲が浸水している場合は、足元が見えづらく、側溝や段差等に注意が必要です。深さ20cm程度でも流れに注意する。単独行動はしないこと。
避難方法（安全確保行動）とは	
水平避難  垂直避難 	水平避難：自宅から安全な場所へ避難すること。早めの避難は水平避難が有効です。 垂直避難：1階から2階以上に避難すること。逃げ遅れた際、自宅の2階や近くのビルの最上階へ避難する。浸水状況や体力等を考慮し、落ち着いて行動して下さい。

風水害：土砂災害(土砂災害の起こり方)

土砂災害は大雨、台風、長雨のほか、地震等でも発生します。土砂災害の起こり方を理解していただき、前ぶれに気づいた場合は、町役場等へ連絡し、土砂災害警戒区域外の安全な建物等、身近で安全な場所へ避難しましょう。

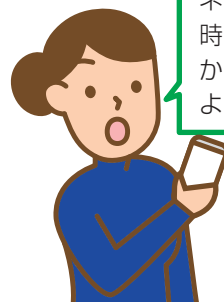
激しい雨や長雨が降っている

1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上の降雨量になったら、十分な注意が必要です。

土砂災害警戒情報が発表された

大雨警報が発表されている状況で土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、県と気象庁が共同で発表されます。

土砂災害の前ぶれが発生した



情報はテレビやラジオ、インターネットで早めに入手。いざという時に異常に気づくように、日頃からがけ地や川の様子に注意しよう！



がけ崩れ



前ぶれ

- ・ がけの割れ目が見える。
- ・ がけから水が湧き出る。
- ・ 小石がバラバラ落ちて来る。
- ・ がけから木の根が切れる音がする。
- ・ 泥臭いにおいがする。

地すべり



前ぶれ

- ・ 沢の水が濁る。
- ・ 斜面にひび割れができる。
- ・ 斜面から水が噴き出す。
- ・ 家や壁、樹木が傾く。
- ・ 泥臭いにおいがする。

土石流



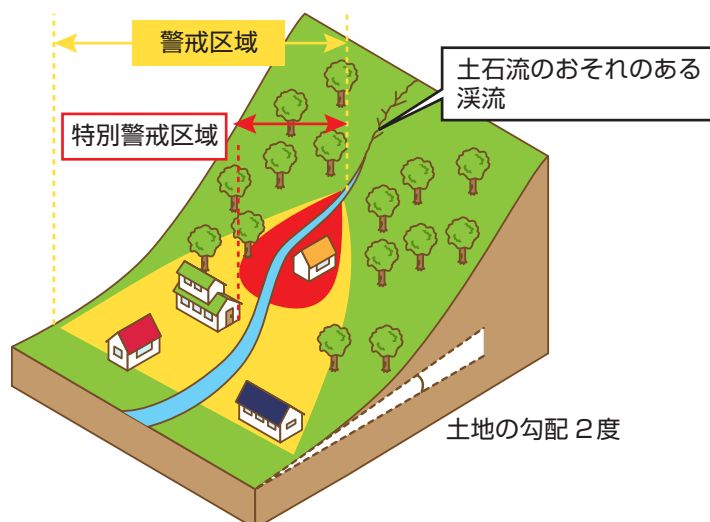
前ぶれ

- ・ 山鳴りがする。
- ・ 川の水が濁り、流木が混ざる。
- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- ・ 泥臭いにおいがする。

※前ぶれを見つけた場合は、町役場等へ連絡し、身近で安全な場所へ避難しましょう。

土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域とは土砂災害が発生したり、予想される場合に住民等の生命、身体への危険を防止するために、一般市民の立ち入りが制限、禁止される地域です。



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害のおそれがある区域です。警戒避難体制の整備が図られます。

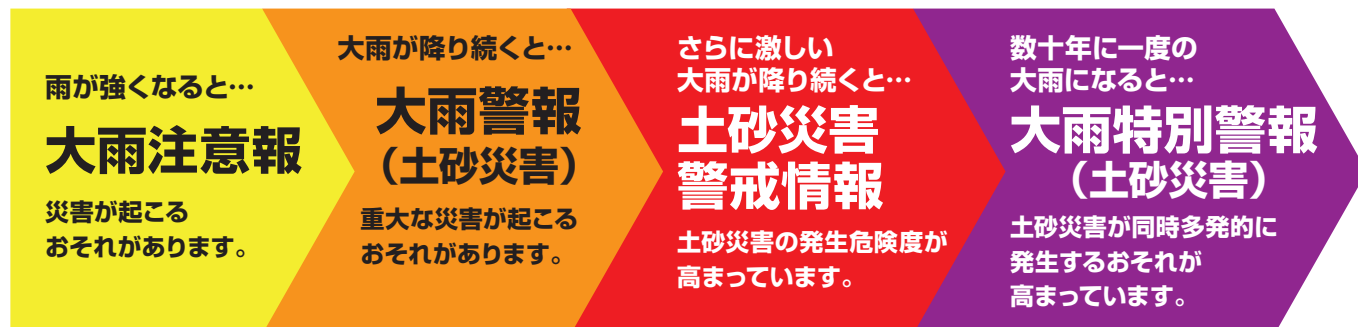
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建物に損壊が生じ、住民の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがある区域です。土砂災害により家屋が全半壊するおそれがある場合、家屋の移転をお願いすることがあります。

風水害：土砂災害(避難時の行動)

避難時の心得

雨の状況に応じて段階的に注意報や警報などが発表されます。土砂災害発生危険度が高まっている地域では、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ早めに避難しましょう。



建物の外に出て避難する場合は、以下のことに注意して避難しましょう。

土石流から逃げる



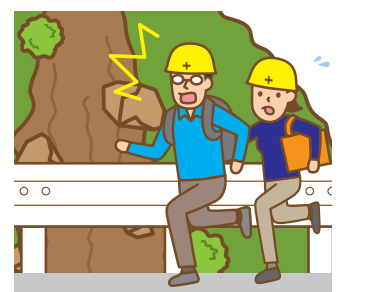
土石流は大変スピードが速いため、逃げる時は土砂が流れる方向と直角に逃げる。

雨がやんでも注意



雨のピークから遅れてがけ崩れが発生する場合もあり、数時間は注意する。

避難時もがけ地に注意



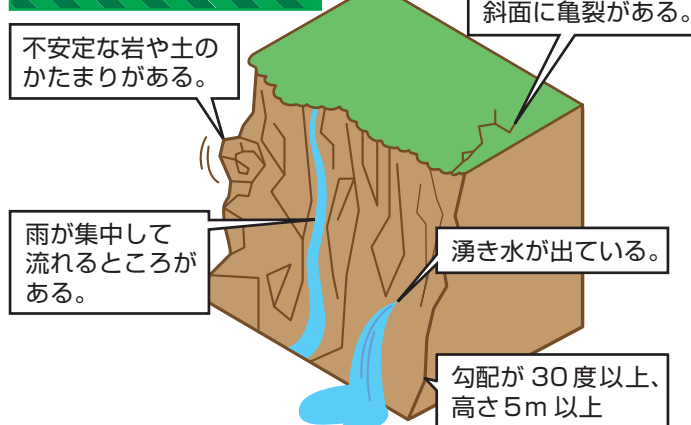
がけ地はどこでも崩れるおそれがあるため、がけ地付近の通行に注意する。

お住まいの地域の危険性を知る

日頃から土砂災害に備える

- 森町防災ハザードマップを見て、自宅周辺の土砂災害危険箇所を確認しましょう。
- がけ地から離れた安全な避難場所を決めておきましょう。
- がけ地や河川沿いの状況を確認することを日頃の習慣にしましょう。

こんながけに注意！



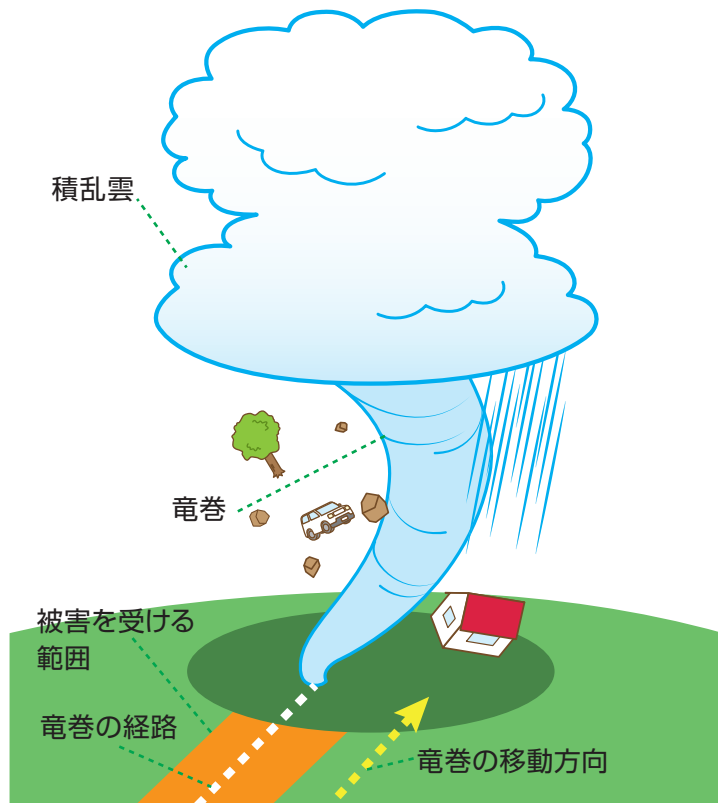
土砂災害に関して、相談や湧き水などの前兆現象を発見したら「土砂災害110番」へ連絡下さい。

土砂災害 110 番 連絡先		電話番号
静岡県	森町役場	建設課
		0538-85-6325
	砂防課	054-221-3044
	袋井土木事務所	0538-42-3216

風水害：竜巻・暴風(竜巻の発生、情報発表のタイミング)

竜巻は、低気圧や前線の接近時、台風接近時などに発達した積乱雲の下で発生することがあり、非常に激しい速度で回転する空気の渦です。発生は特に夏から秋にかけて多く発生します。移動しながら自動車を持ち上げたりコンクリート製の電柱をなぎ倒したりします。間近に迫ったときの対処方法を確認しておきましょう。

竜巻の発生イメージ



- 竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻きです。
- ろうと状や柱状の雲を伴っています。
- 台風、寒冷前線、低気圧などに伴って発生します。
- 短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらします。
被害は、長さ数 km、幅数十～数百 m の狭い範囲に集中します。
- 移動スピードが非常に速い場合があります。
過去に発生した竜巻の中には、時速約 90km (秒速 25m) で移動したものもあります。

この他、発達した積乱雲はダウンバーストやガストフロントと呼ばれる破壊的な強風を引き起こすことがあります。

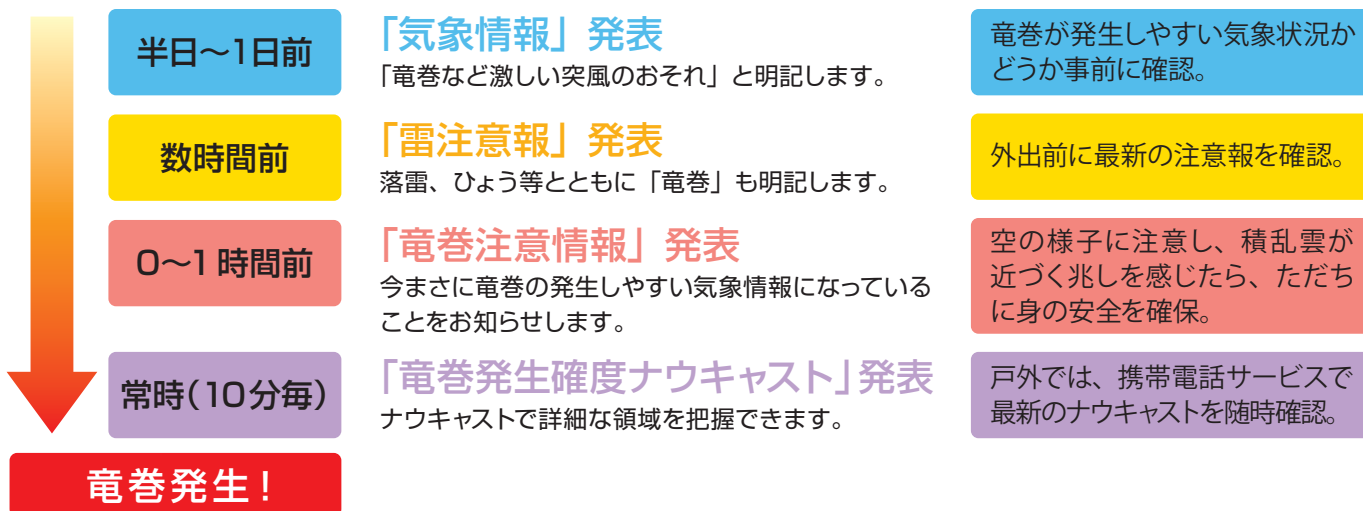
出典：気象庁HPより

竜巻発生の前ぶれ

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- 冷たい風が吹き出す。
- 大粒の雨やヒョウが降り出す。

竜巻注意情報発表のタイミング

気象庁は、ホームページで竜巻発生の可能性に応じた段階的な情報発表をし、竜巻への注意を呼びかけます。情報の収集 P.26 も参照して下さい。



「竜巻注意情報」の発表から約1時間は注意して下さい。危険な気象状態が続く場合は、改めて情報が発表されます。

風水害：竜巻・暴風（暴風による災害、間近に迫った時の対応）

暴風による災害

平均風速 15～20m/sの風が吹くと、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が出始め、更に強くなると建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらします。また、風で飛ばされてきたもので電線が切れて停電したり、最大風速が 40m/sを超えると電柱が倒れたりすることがあります。さらに、台風の周辺では、暖かい空気が流れ込み大気の状態が不安定となり、活発な積乱雲が発生して竜巻等の激しい突風を伴うこともあります。（風水害から身を守る P.11 参照）



竜巻、暴風が間近に迫ったときの対応

竜巻や暴風が間近に迫ったら、以下のように「すぐに身を守るための行動」をとって下さい。

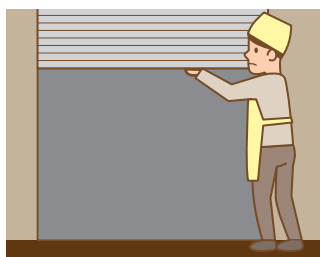
屋外では



頑丈な構造物の物陰に入って、身を小さくする。



物置や車庫、プレハブ（仮設建築物）の中は危険。



シャッターを閉める。



電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険。

屋内では



家の1階の窓のない部屋に移動する。



丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。



窓やカーテンは閉める。



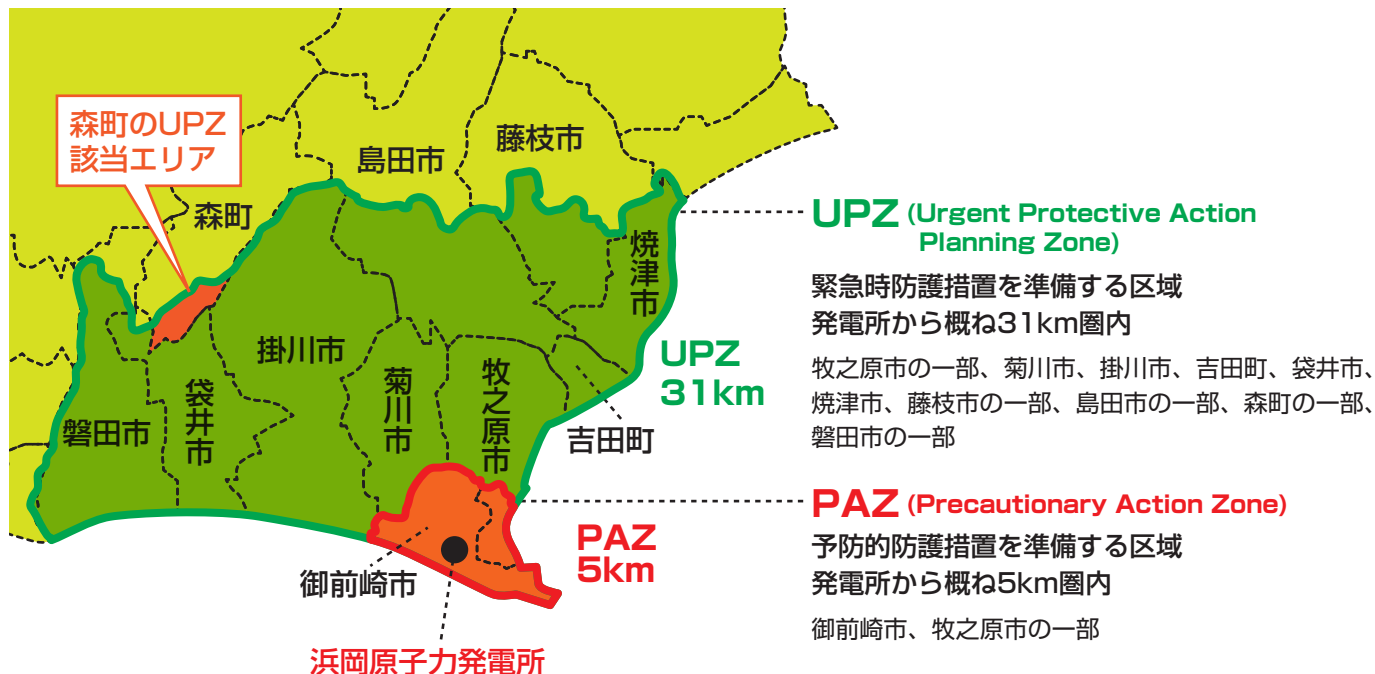
窓から離れる。大きなガラス窓の下や周囲は大変危険。

原子力災害：原子力災害とは

森町は、浜岡原子力発電所から北西に31kmの範囲を含んでいることから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、一部地域が緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：発電所から概ね31km圏内）に設定されています。

出典：静岡県危機管理部原子力安全対策課

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）



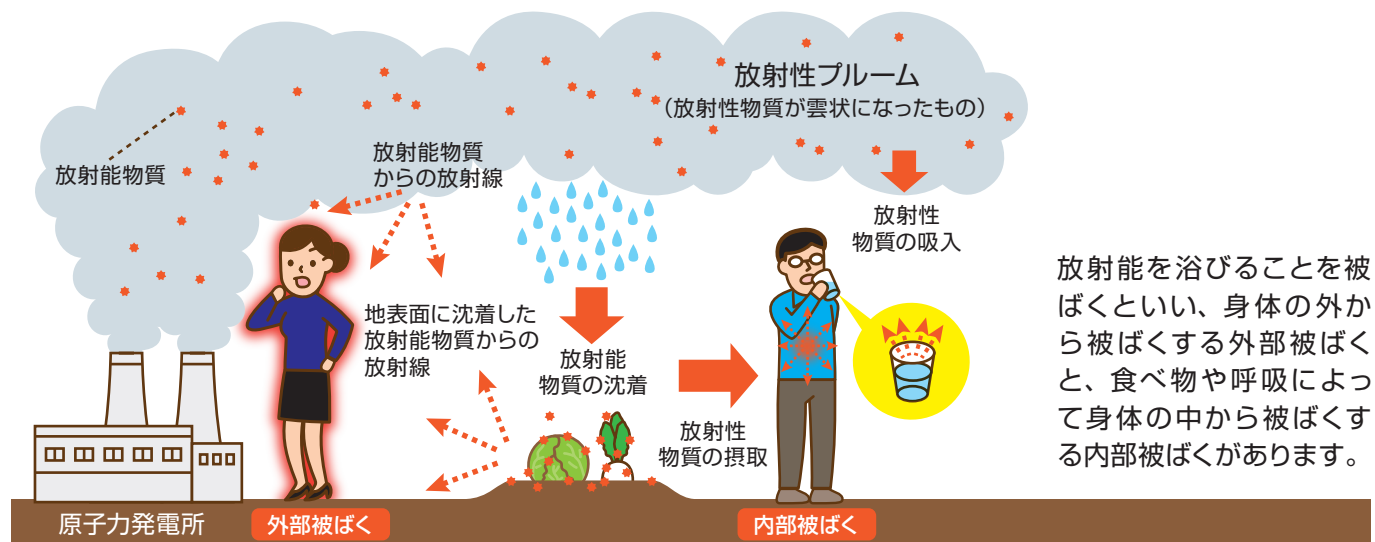
緊急時防護措置を準備する区域（一部地域）は以下のとおりです。（12 町内会）

牛飼、市場、下飯田、中飯田、上飯田、東組、西組、城北、若宮、梶ヶ谷、鴨谷、南戸錦

原子力災害について

「原子力災害」とは原子力発電所の重大事故により、発電所から放射性物質が外に放出されてしまうことをいいます。原子力災害は、自然災害と比べ以下のような特徴があります。

1. 放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。
2. 放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。
3. 放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



原子力災害：原子力災害から身を守る

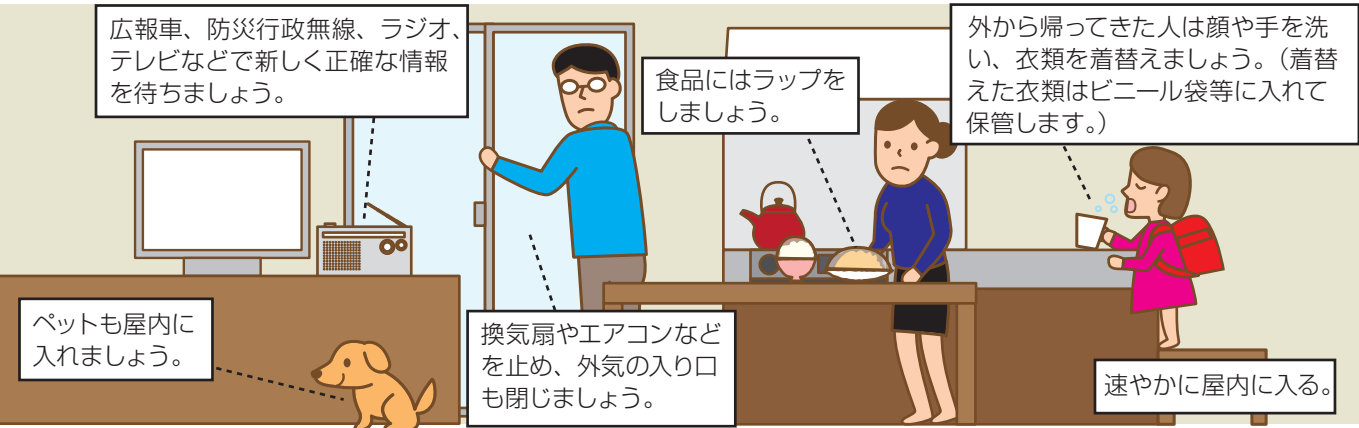
原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定結果はどうかに基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、町から指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断

事 例	緊急事態区分	PAZ の防護措置	UPZ の防護措置
県内で震度 6 弱以上の地震が観測された時など。	警戒事態 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき。	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など。	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起る可能性があるとき。	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。
原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など。	全面緊急事態 放射線による影響が起る可能性が高いとき。	全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用の指示が出ます。	屋内退避の実施や避難・一時移転の準備を行うよう指示が出ます。

屋内退避の実施

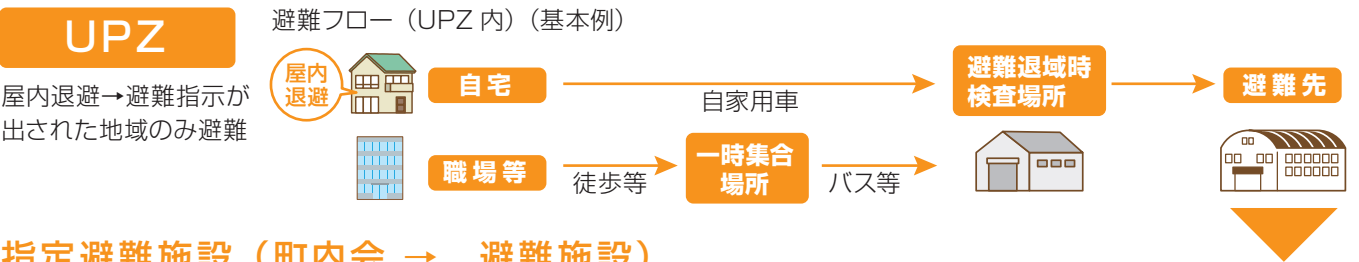
自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めて下さい。建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



避難・一時移転の準備

避難や一時移転は発電所から離れることにより、被ばくを減らすために行います。避難は緊急に（1日以内を目安）実施するものであり、一時移転は一定期間（1週間程度）のうちに当該地域から離れるために実施します。

森町は、町内避難（西の方面）となります。指定された避難退域時検査場所（スクリーニングポイント）を経由し、指定された公共施設へ避難して下さい。



指定避難施設（町内会 → 避難施設）

南戸綿・鴨谷・若宮 → 森町総合体育館	東組 → 森中学校	市場 → 森町文化会館
梶ヶ谷 → 一宮総合センター	牛飼 → 宮園小学校	城北 → 園田総合センター
中飯田・上飯田 → 県立遠江総合高校	西組 → 森小学校	下飯田 → 旭が丘中学校

上記町内会区域に住まわれている方は、町内会ごとに避難施設が異なります。注意しましょう。

自主防災：災害時の助け合い(自助・共助・公助)

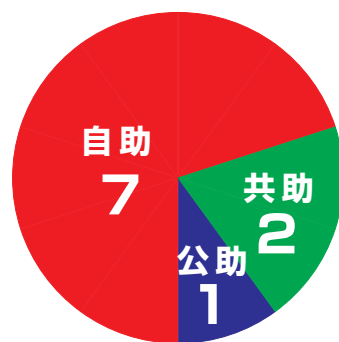
大地震や豪雨などの自然現象は、人間の力ではくい止めることはできませんが、災害による被害は、皆さんの日頃の努力によって減らすことが可能です。

行政による「**公助**」はいふまでもありませんが、自分の身は自分で守る「**自助**」、地域や身近にいる人同士が助け合う「**共助**」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。

地域住民一人ひとりや地域コミュニティ全体が、「災害はひとごと」と思わず、いつ発生するかわからない災害に備え、「今やるべきこと」「今できること」等を考え、自助、共助による「ソフトパワー」を効果的に発揮できるよう日頃から準備をしましょう。

自助	・自らを守る行動です。 ・森町防災ガイドブックや森町防災ハザードマップを参考に 集合場所や避難方法等についてご家族で話し合しましょう。
共助	・地域や近隣住民のかた同士が助け合う行動です。 ・地域活動や防災訓練等の地域コミュニティを通じて、協力し合ひましょう。 ・避難時での要配慮者の避難支援をしましょう。 ・避難所生活は住民が主体となって運営します。自主防災組織の必要性を十分理解し協力し合ひましょう。
公助	・災害時には、国、県、町や消防、警察、自衛隊により救護活動や支援物資の支援を行います。

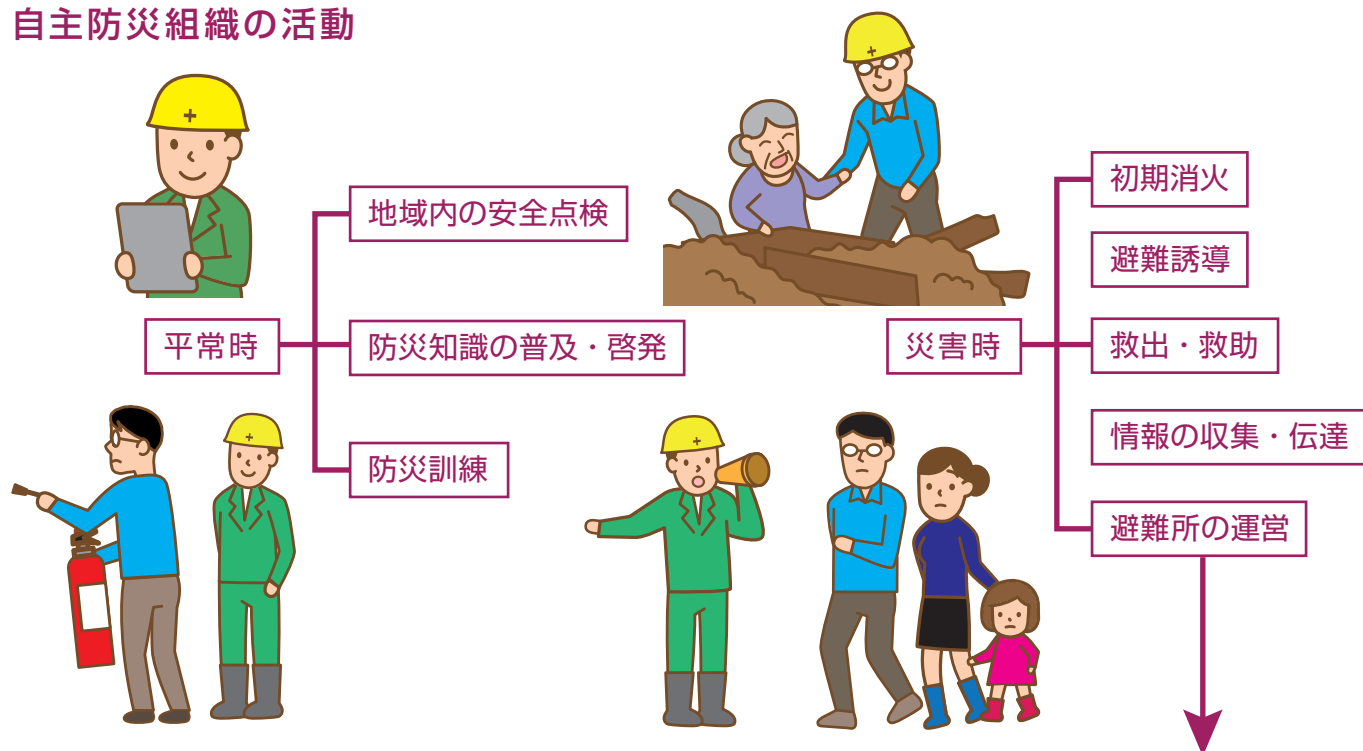
自助・共助・公助の割合



自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日頃から地震被害に対する備えを行ない、災害時には被害の拡大を防ぐために必要な活動を消防団と連携しながら活動を行います。日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「**自主防災組織**」です。

自主防災組織の活動



避難所の運営

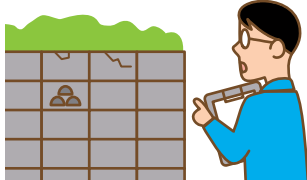
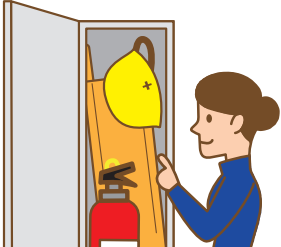
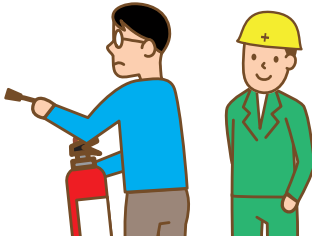
避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。また、避難所生活は住民が主体となって行います。行政機関(森町等)が、その運営をバックアップします。

自主防災：災害時の助け合い(応急手当方法)

大規模な災害が発生すると町や消防、警察などの公的機関による救援・救助には限界があります。自主防災活動に積極的に参加し、いざというときに組織力を発揮できるよう、協力し合いながら防災活動に取り組みましょう。

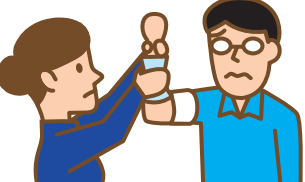
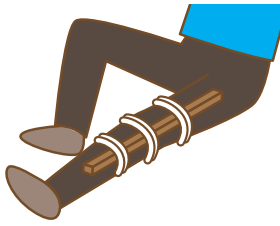
自主防災組織の役割

災害時に備え訓練等を実施し、防災組織の役割分担を把握しておきましょう。

知識の普及	巡視・防災点検
 防災についての正しい知識を地域に普及させるために、防災イベントの実施や防災地図の作製などを通じて防災知識の普及をする。	 各家庭の防災用品の点検、防災倉庫の備品や消防水利の確認、燃えやすいものの放置状況、ブロック塀や石垣、看板、自動販売機など、倒れやすいものの点検など。
資機材の整備	訓練の実施
 消防活動、応急手当、救出・救護、避難誘導など、災害時に必要となる資機材を準備し、定期的に点検や使用方法を確認する。	 日頃から災害を想定し、運営訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、情報収集・伝達訓練、炊き出し訓練など、防災活動に必要な知識や技術を習得する。

応急手当方法

災害時は、けが人が出ても公的救急機関がすぐに駆けつけられるとは限りません。このような時、重要となるのが、応急手当の知識と備えです。災害が起きた際、適切に対処ができるよう応急手当の方法を覚えておきましょう。

出血	骨折
 ①出血部分にガーゼやタオルを当て、その上から手で圧迫する。 ②傷口は心臓よりも高い位置にする。 ※感染を防ぐため、ビニール手袋やビニール袋を使用するのが望ましい。	 ①折れた部分に副木を当てて固定し、医療機関へ。 ②適当な副木がなければ、板、筒状にした週刊誌、傘、ダンボールなど身近にあるもので代用する。その上からテープで止めてもよい。
やけど	ねんざ
 ①流水で冷やす。 ②衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やす。 ③水疱（水ぶくれ）は破らない。 ④冷やした後は消毒ガーゼかきれいな布で保護し、医療機関へ。	 ①患部を冷やす。 ②靴を履いたまま、上から三角巾や布で固定する。

AED(自動体外式除細動器)について

AEDとは、心停止状態にある心室細動を電気ショックによって除去（除細動）し、心臓を正常な状態に戻す装置です。袋井消防署森分署では、森町に在住、在勤または在学中で中学生以上の人を対象に、普通救命講習・上級救命講習を行なっています。もしもの時のためにもぜひ受講しましょう。



自主防災：要配慮者(避難行動要支援者)の手助け

要配慮者（避難行動要支援者）は、一人では安全を確保することが困難で、避難時に避難誘導を支援する人や車椅子、担架などの機材が必要となります。また、避難場所での継続的な人的、物的支援が必要となります。積極的に手助けしましょう。

要配慮者（避難行動要支援者）とは

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

避難時支援が必要な人



要配慮者（避難行動要支援者）が災害時に安全を確保するためには、本人が行なう対策だけでなく、町や地域の支援が必要不可欠です。要配慮者（避難行動要支援者）を支援するために、以下の行動をしましょう。

要配慮者（避難行動要支援者）に対する支援

高齢者や傷病者	車いすを利用している人	妊婦・赤ちゃんのいる人
・複数人で対応する。 ・車いすや担架を用いたり、おぶったりして一緒に避難する。	・車いすの介助など、地域の人で協力して避難所までの移動を支援する。	・赤ちゃんや非常時持ち出し品を運ぶ手伝いをする。
耳の不自由な人	目の不自由な人	知的障害・精神障害のある人
・見える位置に立ち、口を大きく動かしてゆっくり話す。 ・手話や筆談、身振りを交えて情報を伝える。	・声をかける。 ・誘導するときは、杖を持たない方の手で肘の上を握ってもらい、ゆっくり歩く。	・動揺している気持ちを落ち着かせる。 ・言葉で理解されない場合は、手を引いて安全な行動ができるように誘導する。

非常時は、不安な状況に置かれている人の立場に立ち、支援する心構えを持ちましょう。要配慮者（避難行動要支援者）だけではなく、困っている人に対して、思いやりの心で接しましょう。